

国立大学法人京都大学招へい旅費規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学招へい旅費規則(平成16年9月7日総長裁定制定)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「滞在に必要な」を削り、第8号中「滞在費」を「日当、宿泊料」に改める。

第3条第2項第2号中「招へい者」を「当該研究者」に改める。

第4条第2項中第4号を削る。

第5条第1項ただし書を削り、第2項中「出発した日」を「招へい地に到着した日の翌日」に改める。

第6条ただし書を削る。

第7条第2項中「招へい者」を「当該研究者」に改める。

第8条中第4項を第5項とし、第3項中「招へい責任者へ支払う。」を「招へい責任者又は当該研究者へ支払う。」に改め同項を第4項とし、第2項を第3項にし、第1項の次に次の1項を加える。

2 招へい責任者は、招へい旅費の支払について、当該研究者への現金渡し又は口座振込(日本国内に有する口座に限る。)を大学へ依頼することができる。

第10条第4号中「第8条第3項適用」を「第8条第4項適用」に改める。

第11条第2号中「当該招へい者」を「当該研究者」に、第3号中「第8条第2項適用」を「第8条第3項適用」に、第4号中「第8条第3項適用」を「第8条第4項適用」に、第5号中「当該招へい者」を「当該研究者」に改める。

別紙様式1を次のように改める。

様式1		招へい旅費(概算・精算)請求書			
京都大学総長 殿	請求者	招へい責任者	氏名	所属	職
概算額	円	精算額	円	追給額	円
				返納額	円
招へいする研究者		招へいの概要			招へい計画番号
外名					
招へい旅費(名分)総額		区分	旅行代理店・宿泊施設等への支払額	区分	差し引き額
滞在費 (申請開始後の滞在費)	円	<input type="checkbox"/> 内	円は( )にお支払いください。		円
交通費	円	<input type="checkbox"/> 内	円は( )にお支払いください。		円
その他経費	円				
	計 円			<input type="checkbox"/> 計 円 (招へいする研究者への支払額)	
				<input type="checkbox"/> 計 円 (招へい責任者への支払額)	
本学以外からの交通費等の支給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 上記のとおり招へい旅費を請求します。 平成 年 月 日 招へい責任者 印		備考	課税額	円	
			不課税額	円	
			計	円	
			(招へい責任者へ現金で支払った場合) 上記の支払額 円を領収しました。 平成 年 月 日 招へい責任者 印		

※ 今回の支払額に該当する区分「」をチェックする。

